

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 208 号）について、令和 5 年 5 月 31 日付け生食発 0531 第 1 号により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
アセキノシル	殺ダニ剤	農薬
イソフェタミド	殺菌剤	農薬
ピリプロキシフェン	殺虫剤	農薬
メトキシフェノジド	殺虫剤	農薬
モサプリド	消化器官用薬	動物用医薬品

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して 1 年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第 3 運用上の注意」1 において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用される。

3 運用上の注意（規制対象に変更がある品目を抜粋し記載）

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

(2) 「その他の野菜」に設定されているアセキノシルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の野菜（ずいきに限る。）」及び「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」として残留基準値を設定し、「その他の野菜（れんこんに限る。）」として一律基準

(0.01ppm) が適用される

- (3) 今回残留基準値を設定する「モサプリド」の規制対象は、モサプリド及び代謝物 M-1【デス-p-フルオロベンジルモサプリド】とすること。ただし、代謝物 M-1 はモサプリドの濃度に換算すること。なお、改正前の規制対象は、モサプリドのみである。

4 その他

「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用される。

（問合せ先）

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

担当：河原、松本

電 話 026-235-7155(直通)

F A X 026-232-7288

防災電話 8-231-2657

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp